別記様式第二号から別記様式第三号の二まで、別記様式第五号及び別記様式第六号中「㊞」を削る。

別記様式第九号を次のように改める。

別記様式第九号（第十六条関係）

（表面）

第三十条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

遊漁船業の適正化に関する法律

第二十四条第二項の規定による証明書

（裏面）

第　　号　　年　　月　　日交付

官　　職　　氏　　名

生年月日

写真

遊漁船業の適正化に関する法律（抄）

第二十四条　都道府県知事は、当該都道府県の区域内において遊漁船業を営む者又は遊漁船業団体に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの者の営業所、事務所若しくは遊漁船に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考　用紙は、縦８５ミリメートル、横１２０ミリメートルとし、中央点線のところから二つ折りとすること。

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第四十六条　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成三年農林水産省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「代表者の氏名　　㊞」を「代表者の氏名」に改め、備考２．を削り、備考３．中「記名押印する」を「記名する」に改め、備考３．を備考２．とし、備考４．を備考３．とする。

別記様式第二号中「㊞」を削り、備考３．を削り、備考４．を備考３．とする。

別記様式第三号中「㊞」を削り、備考２．を削り、備考３．を備考２．とする。